

群馬県スポーツ振興費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、スポーツ基本法に基づき、スポーツの振興等を図るための事業に対して、補助金を交付する。

この補助金の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のとおりとする。詳細は、別表1に定める。

- (1) スポーツの振興に関する事業
- (2) 競技力向上に関する事業
- (3) スポーツ団体運営費助成に関する事業
- (4) **スポーツ大会開催・派遣に関する事業**
- (5) その他、群馬県知事(以下「知事」という。)が特に必要と認める事業

2 前項の補助対象事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、スポーツの振興等に関する経費とし、別表1に定める。補助金の額は別に定めるものとし、予算の範囲内とする。

(交付申請書の提出)

第4条 規則第4条の規定に基づき、補助金の交付申請をしようとするものは、群馬県スポーツ振興費補助金交付申請書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書を補助事業者に交付するものとする。

2 知事は、補助金の適正な執行を行うため必要と認めたときは、申請に係る事項について修正を加え、条件を付して交付決定をすることができる。

(計画変更の承認申請)

第6条 補助事業者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ群馬県スポーツ振興費補助金変更交付申請書(別記様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の20%以内の変更にについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない事業内容の変更はこの限りではない。
- (3) 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、条件を附することができる。

(概算払)

第7条 知事は、補助事業の執行上特に必要と認めたときは、規則第7条第2項に規定する概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により、補助事業者が概算払によって、補助金の交付受けようとするときは、群馬県スポーツ振興費補助金概算払申請書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は前項の規定による請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助事業者が指定する口座に振り込むものとする。

4 事業計画の変更等により、既に概算払いを受けた補助金の執行が見込まれなくなった場合には、補助事業者は、知事が定めた期日までに、執行が見込まれない補助金を返還しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定による実績報告は、群馬県スポーツ振興費補助金実績報告書（別記様式第4号）によるものとし、次の各号のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(1) 当該事業年度の翌年度4月10日

(2) 補助事業の完了の日（中止若しくは廃止の承認を受けたときを含む。）から1ヶ月を経過した日

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の実績報告を受けた場合には、実績報告書の審査及び補助事業の実施結果が補助金の交付目的に適合すると認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。確定額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(財産の管理等)

第10条 補助事業者は、補助対象経費により取得又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、前項の取得財産等のうち取得価格が30万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事に処分の申請を行い、その承認を受けなければならない。

(補助金の経理)

第11条 補助事業者は、補助事業の経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、関係書類とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事から請求があった場合には、遂行状況を知事に報告しなければならない。

(検査)

第13条 知事は補助金の適正な執行を期するために必要があると認めるときは、補助事業者へ、補助事業に係る書類を提出させ、又は担当職員をして実地検査を実施する。

(その他)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助事業に関する必要事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

3 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

- 4 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
附 則
- 5 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。